

告示

埼玉県告示第九十九号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所又は主たる事務所の所在地及び氏名又は名称

住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称
埼玉県さいたま市見沼区大字片柳九百六番地二	株式会社ドリームカプセルマーケッツ
五 埼玉県狭山市大字笹井三千二十八番地の	岩田 直樹
ソフトリイ メゾン二〇一	

二 指定年月日

令和二年一月三十一日